

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五号

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並

びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号、第七十九条第二項第一号並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに基準該当居宅介護支援に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の申請者に関する事項)

第三条 法第七十九条第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第四条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、当該利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等（指定居宅サービス等の事業を行う者をいう。以下同じ。）に不当に偏ることのないよう、指定居宅介護支援を公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅

介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(従業者の員数等)

第五条 法第八十一条第一項の規定により有しなければならないとされる介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる者であつて常勤であるもの（次条第三項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）でなければならない。

2 法第八十一条第一項の条例で定める員数は、一以上とし、利用者の数が三十五を超えるときは、一に利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数を標準とする。

(管理者)

第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに管理者を置かなければならない。

- 2 前項の管理者は、常勤の者でなければならない。
- 3 第一項の管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 4 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一敷地内にある他の事業所の従業者又は管理者の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十六条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、居宅サービス計画が第四条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明し、当該利用申込者の理解を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、当該提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(利用料等の受領)

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際に当該提供を受けた利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、当該居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料の額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に所在する居宅を訪問して指定居宅介護支援を提供する場合は、当該提供に要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の交通費の額の支払の対象となるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅介護支援の基本的取扱方針)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう指定居宅介護支援を提供しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、保健医療サービスとの連携に十分配慮して指定居宅介護支援を提供しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する指定居宅介護支援の基本的取扱方針に基づき、次項から第二十八項までに定めるところにより提供される。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

3 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 介護支援専門員は、利用者の自立した日常生活の支援が効果的に行われ、かつ、利用者の心身又は家族の状況等に応じて、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるよう居宅サービス計画を作成しなければならない。

5 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。

6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、その開始の前に、利用者のサービスの選択に資するよう、当該地域において居宅サービス事業者等が提供するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供するものとする。

7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、当該利用者の有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービスその他の当該利用者の置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

8 介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し、理解を得なければならない。

9 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、

総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

10 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、及び担当者から、当該居宅サービス計画の原案に対する専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合においては、サービス担当者会議を開催せず、担当者に対する照会等により当該意見を求めることで足りるものとする。

11 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

12 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

13 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

14 第四項から第十二項までの規定は、前項に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

15 介護支援専門員は、モニタリングを、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うとともに、利用者及びその家族並びに居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行わなければならない。

- 一 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。
- 二 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

16 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議を開催し、担当者から、居宅サービス計画の変更の必要性について専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合においては、サービス担当者会議を開催せず、担当者に対する照会等により当該意見を求めることで足りるものとする。

- 一 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 17 介護支援専門員は、利用者に対し適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、当該利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は当該利用者が介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。以下この項において同じ。）への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 18 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 19 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービス（居宅サービス計画に位置付けられるサービスのうち、その提供に主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の指示が必要なものをいう。以下同じ。）の利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て、当該利用者が利用を希望している医療サービスに係る主治の医師等の意見を求めなければならない。
- 20 介護支援専門員は、居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを位置付けるものとする。
- 21 介護支援専門員は、居宅サービス計画に医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合であつて、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重して指定居宅介護支援を提供するものとする。
- 22 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の日数のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

23 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与の提供を受けることが必要な理由を記載しなければならない。

24 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けた場合には、必要に応じて、利用者が当該福祉用具貸与の提供を継続して受ける必要があるかどうかについて、サービス担当者会議を開催して検証し、当該提供の継続が必要と認められる場合には、その理由を当該居宅サービス計画に記載しなければならない。

25 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

26 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類についての記載がある場合にあつては、当該種類の変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、当該認定審査会意見及び種類についての記載の内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

27 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と、当該利用者に係る必要な情報を提供すること等の連携を図るものとする。

28 指定居宅介護支援事業者は、法第十五条の二十三第三項の規定による指定介護予防支援事業者からの指定介護予防支援の一部の委託を受ける場合には、その委託に係る業務等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス又は法第四十二条の

二第六項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該地域密着型サービス業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。)として居宅サービス計画に位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に提出しなければならない。

(管理者の責務)

第十五条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に第七条から前条まで及び次条から第二十一条までに規定する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した指定居宅介護支援の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めるものとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 その他事業の運営についての重要事項

(設備及び備品等)

第十七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(秘密保持)

第十八条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第十九条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行つてはならない。

3 指定居宅介護支援事業者並びにその従業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の当該職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指

定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対して講じた措置について、市町村、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 第一項の事故の損害のうち、指定居宅介護支援事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(基準該当居宅介護支援に関する基準)

第二十二条 第四条から前条まで(第二十条第六項及び第七項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第十条」とあるのは「第二十二条において準用する第十六条」と、第十一条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と、第十五条第二項中「第七条」とあるのは「第二十二条において準用する第七条」と読み替えるものとする。

(雑則)

第二十三条 この条例で定めるもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準及び基準該当居宅介護支援に関する基準に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第三号中「介護支援専門員が、居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議」を「介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第五号）第十三条第十項に規定するサービス担当者会議」に改める。